# 平成21年度一般会計補正予算説明資料

## 4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線:7195)

2 目 医務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財	源	内	訳	備考
新 未 石 L	11 11 日1		ПΙ	国庫支出金	起債	その他	一般財源	か用グラ
医師確保対策推進事業 (医師養成確保奨学金貸与事業)	92, 249	12, 000	104, 249				12, 000	
トータルコスト	160, 186	12,000	172, 186	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	8.2 人	0.0 人	8.2 人	奨学生募集、選考、貸付手続				

説明

#### 1 事業の目的

全国的に医師不足が問題となる中で、本県の医療を担う人材を養成、確保するため、大学医学部で 学ぶ学生に対して、将来、県内の医療機関で医師として一定期間勤務した場合は、その返還を免除す る奨学金の貸与を行うことにより、卒業後の県内定着の促進を図る。

### 2 事業の内容

- (1) 一般貸付枠の貸付対象に「県内外の大学医学部在学生(2年~6年)」を加え、1年生~6年生を新規貸付対象とする。
- (2) 一般貸付枠の新規貸付者数を10名増やす。(現在5名→15名に拡大)
- (3) その他の貸付条件、返還免除条件など制度内容については、従来制度と同様のものとする。

区分	補正後	補 正 前
貸付対象	県内外の大学医学部生(1年生~6年生)	県内外の大学医学部生(新規入学者のみ)
新規貸付数	15人	5人
奨学金の額	変更なし	月額10万円 (年額1,200千円)
貸付の条件	変更なし	(1) 鳥取大学の学生の場合
		鳥取大学において開講される地域医療
		に係るカリキュラムを受講すること。
		(2) その他の大学の学生の場合
		県が企画する地域医療体験研修を毎年
		1回以上受けること。
返還免除の	変更なし	卒業後、一定期間(貸与期間の2倍に
条件		相当する期間で、臨床研修期間は除く。
		最大9年間。) 内に、知事の指定する県
		内病院等に貸与期間の1.5倍に相当す
		る期間(最大6年間。) 勤務した場合に
		返還免除。

## 【債務負担行為】

医師養成確保奨学金 限度額:211,200千円(22~27年度) うち、平成21年度貸付に係る後年度負担分60,000千円 平成22年度貸付に係る後年度負担分72,000千円 計 132,000千円分の債務負担行為を変更増。